

## 令和2年度慰霊巡拝事業概要 福祉児童課 内線223

厚生労働省は、「令和2年度慰霊巡拝」の参加者を募集しています。

対象者としては戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹に加え、参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪も対象です。

また、令和2年度慰霊巡拝実施概要につきましては、変更の可能性があります。

## ▼令和2年度慰霊巡拝事業実施概要

| 実施地域名            | 実施予定時期               | 募集予定人員 | 申込締切     |
|------------------|----------------------|--------|----------|
| カザフスタン共和国        | 8月25日（火）～ 9月3日（木）    | 15名    | 4月6日（月）  |
| イルクーツク州・ブリヤート共和国 | 9月15日（火）～ 9月24日（木）   | 15名    | 4月6日（月）  |
| ハバロフスク地方・ユダヤ自治州  | 9月15日（火）～ 9月24日（木）   | 15名    | 4月6日（月）  |
| インドネシア           | 9月2日（水）～ 9月11日（金）    | 15名    | 4月15日（水） |
| 中国東北地方（旧満州地区全域）  | 9月2日（水）～ 9月11日（金）    | 15名    | 4月15日（水） |
| 東部ニューギニア         | 9月12日（土）～ 9月19日（土）   | 20名    | 4月27日（月） |
| 沿海地方             | 10月6日（火）～ 10月10日（土）  | 15名    | 4月27日（月） |
| ビスマーク諸島          | 10月10日（土）～ 10月17日（土） | 10名    | 5月25日（月） |
| ミャンマー            | 11月12日（木）～ 11月20日（金） | 15名    | 6月8日（月）  |
| トラック諸島           | 10月23日（金）～ 10月28日（水） | 15名    | 6月8日（月）  |
| フィリピン（1班）        | 2月19日（金）～ 2月26日（金）   | 70名    | 8月31日（月） |
| フィリピン（2班）        |                      |        |          |
| フィリピン（3班）        |                      |        |          |
| 硫黄島（1次）          | 11月中旬                | 100名   | －        |
| 硫黄島（2次）          | 2月中旬                 | 100名   | －        |

江南保健所からのお知らせ  
有毒植物にご用心!!

江南保健所 ☎ (56) 2157

いよいよ春ですね。

冬の寒さに耐えていた庭や野山の植物たちも目を覚まし大きく成長してきます。

植物の中には、私たちになじみの深い野菜に似たもので『有毒な植物』があり、これらによる食中毒が日本各地で発生しています。

食用と間違えやすい植物で、最も多いのが『スイセン』です。ある施設では自家栽培の食材を利用した料理教室が行われた際、ネギとスイセンを誤って収穫し調理を行い、参加者14人中13人が嘔吐、下痢等の症状を訴えた食中毒が発生しました。この施設では、ネギを栽培していた場所にはスイセンも混在して栽培されていたそうです。

スイセンは「ニラ」「ノビル」「タマネギ」にもよく似ています。花の落ちた後には特に気をつけてください。

『有毒植物』による食中毒の症状は、嘔吐、下痢だけでなく、「イヌサフラン」などは時には命を落とすこともありますので、気をつけてください。

食用と確実に判別出来ない植物については「採らない」「食べない」「売らない」「人にあげない」を守ってください。

詳しくは、厚生労働省の『有毒植物に要注意』をご覧ください。

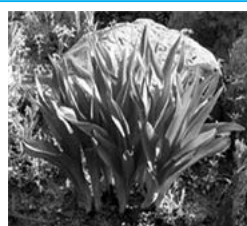
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/000505251.pdf>

## 有毒植物の例

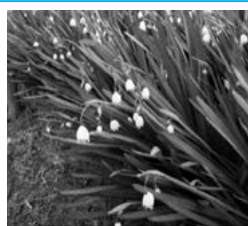
【出典】  
厚生労働省ホームページ



イヌサフランの球根



イヌサフランの葉

スノーフレーク  
（スズランスイセン）

スズラン

愛知県後期高齢者医療制度  
協定保養所利用助成のご案内

住民課 内線246

被保険者の健康保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。（4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します。）

| 場所  | 協定保養所名            | 電話番号                         |
|-----|-------------------|------------------------------|
| 蒲都市 | サンヒルズ三河湾          | ☎ 0533 (68) 4696             |
| 江南市 | すいとぴあ江南           | ☎ 0587 (53) 5555<br>(予約専用番号) |
| 豊田市 | 豊田市百年草            | ☎ 0565 (62) 0100             |
| 桑名市 | 温泉ホーム松ケ島          | ☎ 0594 (42) 3330             |
| 東浦町 | あいち健康の森<br>プラザホテル | ☎ 0562 (82) 0211             |
| 田原市 | シーサイド伊良湖          | ☎ 0531 (35) 1151             |

▼利用方法 利用される方は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード（初回利用時に保養所にて交付）を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。

▼問い合わせ 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課

☎ 052 (955) 1205